

**島根地方最低賃金審議会**  
**島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会**  
**第2回会議 議事録**

1 日 時 令和7年9月29日（月）午前10時30分～午後12時46分

2 場 所 島根労働局 専用大会議室

3 出 席 者 公益代表委員 出席3名 定数3名  
労働者代表委員 出席2名 定数3名  
使用者代表委員 出席2名 定数3名

4 主要議題 ○最低賃金に関する基礎調査結果について  
○設定様式について  
○金額審議

【部会長】 ただいまから、令和7年度島根県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会第2回会議を開会します。部会長となりました小田川です。よろしくお願いいたします。

まず、事務局は本日の配付資料の確認をしてください。

【係 長】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料につきまして、ご確認をお願いします。

本日は、会議次第が1枚、会議資料として赤いインデックスナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしていますので、ご確認をお願いします。

資料ナンバー1が2枚もので、設定様式、資料ナンバー2が1枚もので、令和6年度特定最低賃金改定状況（自動車製造）、資料ナンバー3が2枚もので、島根県最低賃金及び島根県の特定最低賃金の年次別推移です。

その他机上配付資料として、「賃金未満率・影響率に係るサンプル数・復元後労働者数（自動車）」の1円刻みの表をお配りしています。

また、令和7年最低賃金に関する基礎調査結果報告書（自動車・同附属品製造業）をお配りしています。これは、9月22日に開催した合同部会においてお配りしました部会別資料（青いインデックスNo.1～3）の青いインデ

ックスNo.2の差替えとなります。

この場で、前回お配りした基礎調査結果報告書からの修正点を順番にご説明いたします。修正点が3か所ございます。

まず3ページをご覧ください。こちらの上の第2表の方に（参考）としてある記載が、前回資料では令和6年のものになっていましたが、こちらを令和7年のものに修正いたしました。

次に11ページをご覧ください。図2のグラフの一番下、1,100円～の割合を、「69.3%」と記載していますが、前回資料では「63.9%」と誤って記載していました。

次に12ページの第10表をご覧ください。こちらの特性値の「中位数」の「自動車・同附属品製造業」の数値が誤っていましたので、修正をいたしました。

このたびは複数箇所に誤りがありましたことをお詫び申し上げます。

差替え前の資料につきましては、このあと回収させていただきます。資料のご説明は以上です。

#### （ 資料確認 ）

【部会長】 事務局から委員の出席状況と公開状況について、報告してください。

【係長】 報告します。本日は、使用者側林委員から欠席の連絡をいただいており、また、現在、労働者側委員の吉賀委員がお見えになつていませんが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本日の会議は定足数を満たしており、有効に成立しますことをご報告いたします。

また、本日の会議の公開につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに掲示いたしましたが、傍聴の申込みがありませんでしたので、併せてご報告します。

【部会長】 傍聴人はいらっしゃいませんが、本日の会議及び議事録は公開しております。

9月22日開催の専門部会合同会議において決定しておりますとおり、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開の扱いとなりますが、会議を非公開とする部分は議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

【部会長】 それでは、議事次第に入ります。

事務局は、会議次第2の最低賃金に関する基礎調査結果について、前回の合同会議では共通部分の説明でしたので、各論部分を説明してください。

【指導官】 私から、今年度行いました、島根県自動車・同附属品製造業、以下、自動車と言いますが、自動車に係る基礎調査結果の主要事項について、ご説明いたします。

本日、「令和7年最低賃金に関する基礎調査結果報告書（自動車・同附属品製造業）」の差替え版を机上資料としてお配りしておりますが、これは、9月22日に開催しました合同部会においてお配りしました部会別資料の青いインデックスNo.2の差替えとなります。こちらを使ってご説明いたします。

最初に資料の3ページ第2表をご覧ください。まず、設定しております「自動車」の適用業種に係る島根県内の事業所数及び労働者数を見てみると、3ページ第2表の下のところに（参考）として記載しておりますとおり「27事業所で1, 954人」となっております。

このうち、今回調査を行った事業場数及び労働者数は、資料同じく3ページの下部分の第3表のとおり、事業所規模が99人以下のところで、21事業所に調査票を発送し、18事業所から回答がありました。

このうち、労働者がいない等調査対象外を除いた17事業所において集計を行い、本件調査結果報告書を取りまとめております。

次に賃金の分布をみていきたいと思います。

まずは、資料の11ページをご覧ください。

11ページをご覧いただきますと、図2として「自動車」の所定内賃金の分布（時間額換算）をグラフにしたものをつけております。

これによりますと、時間額1,100円以上の割合は69.3%で、1,100円未満は30.7%となっております。

参考までに、少し戻りますが、資料7ページをご覧いただきますと、こちらは調査対象の全産業についての賃金分布となっております。

全産業におきましては、時間換算1,100円以上の割合は、62.5%となっており、1,100円未満は、37.5%となり、全産業と比べれば、「自動車」につきましては、やや高い賃金分布となっています。

なお、資料12ページ第10表にある特性値の表の中位数のところを見ていただくと、調査産業計（上の表）では、1,203円に対して、自動車（下の表）では、1,248円となっており、この中位数を見ても自動車の賃金分布は全産業と比べてやや高くなっています。

続きまして、資料の13ページをご覧いただきますと、こちらでは、第11表として「平均賃金額及び労働時間数」について、全体の調査産業計と「自動車」の状況を表にしております。

中の数字を見てみると、月1人当たり労働時間数は、対前年比マイナス2.3%となっており、時間当たり平均賃金額では、対前年比プラス3.1%という結果となっております。

その他、16ページをご覧いただくと、第13表に労働者の男女別比率がありますが、自動車製造業につきましては、男性が71.2%で女性が28.8%で、上の表の全産業に比べれば、前年度と同様に圧倒的に男性が多い職場となっております。

また、その下の第14表のパート労働者比率ですが、自動車製造業につきましては、一般労働者が93.0%で、パート労働者が7.0%となっており、ほとんどが一般労働者となっています。

このような状況、傾向が資料から把握されますが、そのほか、青いインデックスNo.3の終わりに、参考資料3として「賃金分布表及び最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表」をつけていますが、この表の基となります実数値につきましては、本日配付の資料の中に参考資料としてお配りしています。

詳細につきましては、現在、自動車の特定最低賃金額は1,028円ですが、今回の調査において、その特定最低賃金を下回る、未満者のサンプル件数としては27人、事業場数は5件となっています。

未満労働者の内訳は、男女別では20人が女性で、7人が男性となっています。また就業形態では、一般労働者が25人で、パートが2人ということになっています。給与形態は、月給者が24人、時間給が3人となっています。月給者の方が圧倒的に多いですが、この月給未満者24人は、月給16万6千円から18万6千円までの間の方であり、この基礎調査は、6月分賃金の調査を行っていますので、6月は祝祭日もなく、所定労働日数が多いために、単純に6月分月給を時間換算した場合に最賃割れとなってしまった方がある程度おられるのではないかと考えられますし、時間給の未満者3人は、全員時給962円以上であり、特定最賃が適用になると思っておられない事業場もあるのではないかと考えられます。

それから参考までに、サンプル数の表の時間換算額をご覧いただきますと、1,028円現在の自動車の最賃額のところに15人、1,030円のところに16人と、現在の最賃額の近傍に、人数の多い分布がありますが、これら31の方はすべて時間給の方となっており、その6割以上（19人）がパート労働者となっています。

基礎調査結果の説明については以上となります。

そのほか、本日の会議資料として、赤のインデックスNo.2に令和6年度における全国での「自動車」の改定状況をお付けしていますので、ご審議のご参考としていただければと思います。

以上で私からの説明を終わります。

【部会長】 前回の共通部分の説明も含めて、何か質問はありますか。

【藤本委員】 確認ですが、12ページの第10表で、今説明の中で自動車・附属品製造業の中位数のところで1,203円とありますが、これ前年値が1,203円で全産業計と同じ数字なんですが、説明の中では自動車のほうが高いと言われましたが、これはどういうことなんでしょう。

【係 長】 資料に乱丁といいますか、第10表が今日お配りした資料の訂正前の第10表と訂正後の第10表がどちらも誤っておりまして、今日ホチキス留めでお配りしたものの中最初に出てくる12ページの表が正しい記載です。

最初のほうが正しい数字でございまして、自動車の中位数の計が1, 248円となっているのが正しいほうの資料でございます。皆さんそうなっていますでしょうか。

【部会長】 まず確認なんですが、今日お配りいただいたホチキス留めの資料を見る。そして12ページを開ける。12ページには第10表が上と下、ページ番号が同じ12ページのものが2つあって、そのうち最初のページの12ページの第10表を見る。ですので次の12ページの第10表は×を付けるということですね。

【係 長】 そのとおりです。

【部会長】 そうなると、藤本委員がおっしゃる中位数は、1, 248円というのが正しいということですね。

【森脇委員】 今はもう間に合わないんで、次回、最初から最後までをきちんとまとめて、整理して、もう1回配付してもらったほうが分かりやすいですね。

【部会長】 そのようにお願いします。

【係 長】 承知しました。

【部会長】 そのほかございますでしょうか。  
それでは、事務局は、会議次第3の設定様式について説明してください。

【室 長】 お配りしました資料ナンバー1をご覧ください。

設定様式は、最低賃金の適用範囲等を設定するものです。

今年度においては、適用労働者の範囲の変更に係る申出がありましたので、申出内容を反映した様式を作成いたしました。また、参考として2枚目に、現行の、昨年までの様式をお示ししています。

まずは2枚目の昨年度までの参考様式をご覧ください。赤文字で示している部分、3のカッコ3、ロの「選別、検数、結束又は包装の業務」及びハの「運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務」について、今回、特定最低賃金の適用対象とする、つまり除外業務からは削除する旨の申出がありましたため、今年度の設定様式については、これらを削除したものを作成しております。

今年度は、こちらの内容でご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

【部会長】 設定様式についてご意見をお願いします。

(なし)

【部会長】 それでは資料ナンバー1の設定様式のとおり確認いたします。

【部会長】 続きまして、会議次第4の金額審議に入ります。申出されました労側委員から基本的な意見をお願いします。

(疎明資料配付)

【黒目委員】 お疲れさまでございます。労側委員の黒目です。よろしくお願いいたします。

それでは、先ほどお配りしました労働側の主張ということで疎明資料をご覧ください。

まず初めに、令和7年度の島根地方最低賃金審議会は、中央審議において63円の引上げ目安が示される中、賛成多数で71円の引上げで島根地方最低賃金を1,033円とすることが、附帯決議付きで決定されています。全

会一致での決議とはならなかつたものの、今回の引上げ額についても島根県勢・経済実態に照らし、島根県にふさわしい最低賃金を結審するに至つたものと考えます。

さて、県内においても円安・資源エネルギー・食糧価格の高騰など先行きが不透明状況になっており、さらに直面している超少子高齢化・労働者人口の流出に歯止めをかけなければ島根の将来は展望できないと考えております。

労働者の代表として今年度の審議に臨むにあたり、改めて産業が抱える課題や実力、また将来性について認識を共有する機会にするとともに、働く者の代表としての視点で、県内基幹産業としての「自動車・同附属品製造業」の魅力づくりと人材確保及びその定着について主張しつつ、生産性向上による産業発展と県内経済の活性化に寄与できるよう真摯に議論を行つてまいりたいと考えています。公益委員の先生方のお導きの下、円満に結審できますようお願い申し上げます。

以下、島根県の基幹産業として位置付けられる自動車・同附属品製造業最賃への意見を付して、最低賃金の引き上げを図つていきたく存じます。

まず1ポツ目、自動車業界を取り巻く状況ということで、2024年の四輪車生産台数は前年より8.5%減少して823万4千台となっています。自動車業界を取り巻く環境は、EV化、SDV化、それから環境規制の強化など100年に一度と言われる変革期を迎え、サプライチェーンの再編が進んでいます。そんな中、トランプ政権による相互関税、それから自動車関税が発動されるなど日本の基幹産業である自動車業界は大きな試練の時を迎えています。

また、カーボンニュートラルへの取り組みをはじめとする安全対策・環境対策といった様々な取り組みにより、自動車業界の根幹を担う自動車部品製造業においても益々重要になっていく状況にあると思っています。

それから人材確保と定着に向けた自動車・同附属品製造業の賃金でございます。人手不足の課題は解消への道筋が見通せていないというのが近年ずっとこのような状況でございますけども、島根労働局発表の「島根の雇用情勢」令和7年1月分によると、有効求人倍率は1.39倍、前月同月比で0.05ポイントは下回りはしましたが、全国に比べると依然として高い状況に

あるというところです。

また「産業別新規求人状況」の自動車部品製造業が属する「輸送用機械器具製造業」では、前年同月比で4月は181.8%増、5月が79.2%減、6月が増減なしの0%ということで、7月がまた50%増となっており、人手不足の状況が不安定、解消できていないと言えるのではないかと思っています。

人手不足感の慢性化、確保した人材が中々定着しない。また、他県や他企業への流失といったことが定着化してしまうと、この間この産業が培ってきた個々の熟練技術をはじめとした高い技術力の次世代への継承が困難となり、県内企業の持続性が担保出来なくなってしまいます。

島根労働局発表の「新規高等学校等卒業予定者の求職動向調査結果」によると、近年の「生産工程の職業」を希望する生徒は全体の25.3%であること。また、令和8年3月新規高等学校等卒業予定者の就職希望者のうち、県内希望者が8割を超える状況にあることを踏まえると、他産業の動向から人材確保に向けてこの産業のさらなる魅力化が必要であると考えます。

自動車・同附属品製造業は、今年度県内で事業を行う企業内労働者の74.4%の合意をいただきました。基礎調査結果報告書参考資料の2ページによると、最低賃金未満で働く労働者は72名いること。それを除き基礎調査報告書11ページ図2によると、1,100円未満の労働者のほとんどが1,020円から1,029円で働いています。

のことから、この業界の一部の企業内最賃が、自動車部品最賃の1,028円に張り付いている状況であることがうかがえます。この分布の山を改善し、最賃の底上げを図っていかなければ人材の確保は困難であると考えているところでございます。また、1,100円以上が6割を超えておりや、第9表の男女計年齢別賃金分布表によると、時間等平均賃金額は1,341円となっており、支払能力も持ち合わせていると判断できることを踏まえれば、他産業も同様の状況にある今こそインセンティブを確保する好機と捉えて、自動車部品最賃を引き上げていかなければならないと考えています。

島根の基幹産業である自動車・同附属品製造業の魅力を発信していくこと

は、将来を担う人材の県外流出を防ぐことにつながり、このことにより県内他業種にも影響が波及し、経済活動をけん引することにつながると考えているところです。

そして具体的な要求についてでございますが、この産業における人材・担い手確保のために、そしてそこで働く労働者の生活水準向上を通じた魅力づくりのためにも、特定最賃の優位性確保は不可欠です。

ここ数年来、地方最賃に対する優位性は縮小しているというところから、従来から主張しています平成21年当時の117%には遠く及ばない状況であると。現在では106.9%となっているというところです。

のことから、117%台への早期回復による優位性の確保、それから物価上昇、人材確保の観点から109円、優位性としては110.1%の引き上げを要求いたします。

地方最賃と同様、基幹産業としての現下の状況を労使で乗り越え、労使のイニシアティブによる生産性向上と魅力向上を目指していくこの審議に労働者委員として真摯に臨むことをお誓い申し上げ、労働者側の主張といたします。

お配りしております3ページのグラフ等につきましては、この間の県賃と特賃との分布図というか、優位性を示しております。グラフでも見てのとおりですが、先ほど主張しました、緑色のグラフを見ていただくと優位性の部分については、平成21年から右肩下がりというところになっているので、ぜひ平成21年代の方向に持っていくようぜひともお願いしたいというところでございます。

労働者側の主張としては以上です。

【部会長】 労側からそのほかの意見はございませんでしょうか。

( なし )

【部会長】 つづきまして、使側委員から基本的な意見はどうでしょうか。

【森脇委員】 自分は現場を回ってまして、この自動車部品で、まず、EV化に対応できている島根県内の企業がいくらあるかということです。例えば米国のテスラとかそういうEV自動車メーカー、アッセンブラーが世界をこれから引っ張っていくという時代に、駆動系の部品のメーカーでこれから先事業を拡大していくけるかどうかというところが、現場を回っていると悲観的な意見が多いと。要はそういうEV化に対応できないと。それからもう一つは部品が減少する、部品の調達、数・種類そのものが減少している。島根県内の企業、自動車部品製造業が生き残っていくためにこれからどうするかということが、今ちょうど踊り場に差し掛かっていると言ったほうがいいのではないかと考えています。

それから、国内市場と海外市場と両方分けることも必要かもしれないけど、総じて海外の展開を考えれば市場は縮小している。いわゆるハイブリッド型にしてもこれから先展開が難しい、だんだん拡大するかというのは非常に難しい。なぜかというと、アメリカと中国という大規模な市場そのものに対して、国内メーカーがどのように対応していくか、国内の大手メーカーがどういうふうに対応していくかというのが見通せないという状況の中で、その見通せないメーカーの下請構造で我々島根県の自動車部品製造業が頑張って働いている状況であれば、なおさら見通しがなかなか厳しいという状況ではないかと。

それから新しく、例えば電気関係とかEV関係とかに展開していくためには、非常に技術開発と設備投資が必要であるというときに、そういう技術開発、それから投資というのが対応できるかどうかというのが非常に厳しい状況ではないかと考えています。決して楽観視はできないというのが私の、使用者を代表した意見として思っています。ただ、別の見方もあると思ってますので、今日、現場で実際に経営をしている松本委員も来ていますので、そちらの意見、状況も聞いていただきたいと思います。

【松本委員】 協栄ファスナー工業の松本と申します。島根県雲南市掛合町で車の部品、ホースクランプと呼ばれるエンジンの、内燃機関から吸気のホースが伸びて

るんですが、その両サイドをきゅっと閉めて、エアーが漏れないようにしたりとか、あと燃料タンクと給油口のところでホースが使わっていて、その両サイドできゅっと閉めてガソリンが漏れないように、そういういた金属部品を作っている会社になります。

うちの会社自体は今30期ということで30年目を迎えてるんですが、その前身の会社が協栄金属工業といいまして、その時に東洋工業さん、今のマツダさんとお付き合いが始まっているということで、もう50年以上マツダさんとお付き合いいただいているということで、地場に根付いてやらしていただいているところです。2017年に社長交代して、私が社長をやらしていただいているところです。よろしくお願ひします。

状況に関してざっとお話ししたいのと、私のスタンスというか考え方ともお話しできればと思います。

まず状況なんですが、コロナ前は利益が出てたんですが、コロナ禍で利益出なくなって、今実情でいうと利益が出ていません。赤字です。赤字が2年間続いています。3年前は雇用調整助成金とかの関係で当期利益は黒字が出たかもしれないけど、営業利益は赤だよねみたいな状況で、結局営業利益ベースでいうと、ここ4年間赤字が続いています。それは私の経営力の弱さが露呈しているので、非常にお恥ずかしい話にはなりますが。状況としては、コロナ前は、納品数量に関しては年間で1千700万個作って納品していました。直近、7月決算で納品した数が940万個です。だいたい30～40%くらい、50%まではいかないけど40%は減ってるよねということで、そもそも数量がコロナ前と比べると落ちているというところです。直近で29期というのが今年7月の決算になりますが、29期と28期を比べると、数量が9.6%落ちてます。その前は、27期から28期にかけては、11.7%数量が落ちてます。これは、自動車関係が全然回復していない、コロナ禍において数がぐんと減ったうえで、戻るかなと思ったら戻らずで、さらにちょっと減つとるぞというところが状況としてあります。そこに合わせて原材料費の高騰、それは物価の高騰も含めて材料費が上がるとボルト、ナット、ワッシャーなどの購入費も上がってくるということで、全部値上がりしているということです。電気代もそうだし運賃もそうだし全部値上がりしている

中で、数も減っているうえで、変動費と呼ばれる材料費とかの割合が上がってきてている。だから経営としては、コロナ禍以降は非常に苦しいという状況をまずはお伝えしたいと思います。

そのうえで何とか定期昇給というのはなかなかリーマンショック以降はできてなかったところですが、コロナ禍でようやく定期昇給をやり始めてますが、毎年何とか上げてきてるが、なかなか賞与の部分に関しては思った以上には出せないという状況です。そもそも営業赤字なので本業で赤だよねというところで、本当は出しちゃだめだよなと思いながらも出さないとなかなかな、というところで出しているというのが現状です。

昔はですね、それこそ、おそらく先ほど言われてた昔は117%くらい乖離しましたよと言われていた時にに関しては、うちとしても最低賃金なんて関係ないよみたいな感じの感覚だったんです。要するに600円、700円台だった時に、うちは1,000円クラスでやっていたので、全然問題ないと考えてました。そうしたら、こここのところの最低賃金のアップ率が半端ない上がり方でして、あげること自体はいいんですが、上がったことへの何かしらのフォローアップ、特に国からのフォローアップが欲しいけどそこに関してあまりない、むしろ国としては、政府としては増税路線をずっとやり続けられているので、中小企業にとっては補助金使えばみたいな形で言われるけど、それで全部カバーできるものじゃないよというところが実情だと思いますし、補助金を使う上では結構申請書作るのが大変だったりとか、たとえば5～6人とか10人規模の会社で補助金の資料を自分で作れる会社がどれだけありますかということもありますし、なかなかそこが手を差し伸べきれてないところもあるのかなと思います。なので、昔は、その117%をそのくらいでも全然いけるよと思ってましたが、上り幅があまりにも大きいので、うちも上げてはきてるけど、その上げ幅と最賃の上り幅がどうしても乖離してきて、去年今年から上り幅に対してどうしてもクロスしてしまったといったところが現象としてあります。

今後はどうしなければならないかというと、それこそおっしゃられるとおりだと10%くらい上げたほうがいいみたいな形ですが、10%上げたら、今、仮に63円とか70円のレンジで県賃と同じように上げたとしても、う

ちだいたい31人の従業員さんがおられます、年間で500万くらいの労務費アップにつながります。毎年、500万ずつ上がるようなイメージで行くと、その500万を捻出するためには、少なくとも新規の売り上げを確保しないといけないと。新規売り上げの利益率が10%取れるものとするじゃないですか、材料費とか外注費で50%くらい消えます。社内の労務費で30%くらい消えて、10%くらいが管理費だとしても残り10%というところがようやく利益として残せるか残せないかだと思いますが、10%で換算して5千万の売り上げを毎年新規で起こさないと、うちとしては上げた分に對してペイできないという状況になってきます。

では、うちの売り上げはいくらかというと、直近で3億4千2百万円です。3億4千2百万円に対して5千万円毎年上げていくのは、かなりハードな道のりではあるので、それが仮の試算で70円くらいで試算したときにそのくらいだったので、100円上げたとしたらそれの1.5倍くらいにはなるので、750万くらいずつ毎年上げていくとなると、さらに7,500万円の売り上げを確保していかないと、そもそも企業側としては体力が持ちませんよというところだと思います。

まだまだ言いたいこともあります、あまり長くなるものいけないので、ここで一旦区切りたいと思います。

【森脇委員】 いいですか。全部言っていいですよ。

【松本委員】 また後で時間をいただければと思いましたが。

では、最後までお話しさせていただきますが、私の考えとしては、上げること自体はいいと思いますが、やっぱりバランスは調整させてもらいたいというのが一つと、なるべく、そのバランスを早めに、何回かある会議において早めの段階、中盤くらいまでのところで決めてしまって、それ以降に国への提言というのを話ができればと思っています。結局、なぜかというと、政府から今回63円上げてくれみたいな形で、しかも最低賃金上げましたみたいな、政府はやったぜみたいなに言われるけど、それって民間が頑張って上げる話でしょという話で、全然現場目線での話じゃなくて、上からやれって言

われてる。だからそれを頑張ってやるんだけど、やったことに対してのフォローアップとか、やる前に体力ないんだみたいなところにもフォローアップがしっかりしてほしいなというところでいうと、減税しかないんですよ。減税のところを打ち出していきたいと思ってまして、減税というと結構きつい感じになるかもしれませんがいろいろな項目があると思っていて、特に最近よくわからぬいうちに上がったみたいなところもあったりもするので、一つ事例として紹介すると、エネルギーのコストなんですが、うちは毎年だいたい月30万くらい、年間360万くらい電気代としてお支払いしてきたという経緯がありますが、2年半くらい前から急にぐんと上がって、今540万くらいになってきました。そもそも電気代が上がったこともあります、一つおかしいなと思ったのが、再エネ賦課金が上がってきていると。あれって再生エネルギーを、補助金を出すために確保していると思うけど、もうそのタイミングじゃなくなってきたていると思ってまして、というのもJEPXという電力の市場があつて、そこから電気を買ってうちに販売してくれる会社と今お付き合いしていますが、市場連動型という形です。固定ではなくて市場連動ですね。なので市場が安くなつて、要は需要と供給で、供給がすごく多くなり需要はそのままだった場合、安くなるんですよ。逆に需要がいっぱい増えて、供給が間に合わない場合には高くなるんですよ。そういう市場なので変動するんですけど。こここのところなべ底形状みたいな形で日中は電気代が安い、夕方は高くなるという形で、結局なんかというとソーラーなんですよね。ソーラーが日中頑張って電気を発電してるから日中は安くなる。ちょっと前は、変な話1kwhあたり0.02円とか0.01円が12時前後あたりはあったりしたんですが、最近ちょっとなくなつてきますが、結局それって日中はソーラーで十分賄えているよというのが証拠として出るかなと思っていて、しかも今は電気代がソーラー使っても増えているにもかかわらず電気代が上がっているのは、結局ソーラー自体のパワーを抑制しているという話を結構聞くんですよ。もっと発電できる能力があるけれども、これ以上発電されると市場の単価が下がっちゃう、それはそうなのかどうかわかりませんが、市場にも影響が出るし、ある程度一定の金額のところでやろうとしているのかなというのが垣間見える数字が結構出てまして、も

っともっと開放して、どんどん電力、本当にやれば全然0円ベースくらいのところで日中使えるはずなんですよ、ソーラーが頑張れば。昔より、2年前より増えてるはずなんで。

というところで再エネ賦課金でソーラーを増やすために補助金を出してやってるんですが、その補助金出して使ってるソーラーが抑制しているのはすごい矛盾してて、フルで発電して0円近くで買わしてもらえるんだったら再エネ賦課金払うメリットあるかなと思うけど、再エネ賦課金払っている割に電気代が上がっているというのは意味が分からない。しかも、再エネ賦課金というのが一時期1.4～1.5円くらいに下げましたが、今3点いくらで、さらに3.4くらいが3.9くらいに微妙に増やしてきているんです。それで結構負担が大きいなというところで、それやめましょうよ、もう十分だよ大丈夫だよというところで言えたりもしますし。電気に関してもう一つ、容量市場拠出金、未来の発電力を確保するみたいな名目で、電気代にプラスして乗っけられているのが直近で増えたんですが、360万からプラスでそれだけで90万上がったんですよ。それってうちの会社では結構大きくて、たぶんほかの会社さんでも同じような感じで大きい影響が出ていると思いますが、なんでそうなったのかというのがあって、それって電気の送電網とかを維持管理するために必要なお金です、それを確保するためにもらいますみたいな名目があったと思うのですが、それって今までできてなかつたわけじゃないよねというところですが、特に新電力のところからはそういうのが大きく徴収されるようになってしまって、なんかそのへんも本来うち90万払う必要なかつたんじゃないかなという思いもあります。

まだまだ、いろいろありますがやめときます。

【森脇委員】 要は、コストですね。電気代というのは製造原価に跳ね返るんだったら変動費になるかもしれないんですが、やっぱりコストアップというのが非常に経営を圧迫しているということであって、この場は厚生労働省の場なので、経済産業省さんはいないんで、一応こういう話があつたということだけは記録に留めておいていただきたいと思います。コストが高くなっている、人件費を含めてコストアップということで、経営を圧迫していると。島根県の中小

企業、製造業のほかの業種にもあてはまることがあります、そういう状況であるということだけご理解いただきたいと思います。長くなつてすみません。

【部会長】 労使それぞれから基本的な意見をいただきました。

労側からは先ほど疎明資料の記載があるとおり、109円の引上げを要求しますと表記がありますが、これはいわゆる金額提示という意味合いでよろしいですか。

【黒目委員】 先ほど疎明資料にも書きましたけれども、先ほど説明もいただいて厳しいという話も聞かせてはもらいましたが、先ほど主張もさせていただきましたが、労側としては先ほどのコロナ禍前の、平成21年の頃から見ると非常に下がってきてている、時代背景もあったんでしょうけども、やはり賃金も上がっていく中、そして様々な環境から見ていくと、一気にそこへは上げられないと思ってますが、せめて110%台に戻していきたいというのが労側の主張ということで、この疎明資料の中には書かせていただいたということでございます。

【部会長】 お尋ねしたいのは、今回の専門部会としての、いま金額審議に入つてますので金額提示を双方からいただきたいんですが、改めて、この場で金額提示されますでしょうか。それともこの後の公労、公使の協議に分かれてからされますでしょうか。

【黒目委員】 109円ということで提示をさせていただきます。

【部会長】 使側の方はいかがですか。

【森脇委員】 定例的な、定型的な話ですが、賃金の実態調査第4表の①でBランク2.2%アップ。そうするとせいぜい上限が22円。それから数字出ましたので申し上げておきますと、過去の1円とか2円の時の開きの時には、プラスの

時は業種の優位性というのは担保されますけど、これほど一般の地賃が上がってきたら、優位性というのはほかの業種も含めて優位性は担保できないという状況だと思っています。だから比較すること自体が、地賃と比較すること自体がもう無駄なことだと考えていますので。

この業種でどうするかということだけを一途に考えるべきであって、業種の実態と、それからこれから先の見通しをどうするかということを考えいくべきではないかというふうに考えています。

地賃が1円とか2円のアップの時代とは全く条件は違うというふうに考えています。以上です。

【部会長】 そうすると、労側から109円、使側から22円という提示があったということになります。

このあと公労、公使の協議に分かれて話を詰めさせていただきたいと思います。個別にお話を伺うわけですが、どちらの方から。では、労側から話をしたいと思います。何分後にしましょうか。

【黒目委員】 10分後にお願いします。

【部会長】 では、10分後にお願いします。

それでは、当部会はいったん休会とします。

(休会)

(再開)

【部会長】 会議を再開します。

労使それぞれ具体的な金額をいただき、当初労働者側が109円、使用者側が22円の引上げ額の提示でしたが、公労、公使会議において、労働者側から108円の再提示を、使用者側がから29円の再提示がありました。本日の段階では79円の開きがあります。次回会議で更に詰めたいということで、本日はここまでにします。

【部会長】 それでは、会議次第5、その他ですが、委員の皆様、何かございますか。

( なし )

【部会長】 事務局から何かありますか。

【係長】 今日お配りしました基礎調査の結果表ですが、改めて差し替え版をお配りします。次回まで日程に開きがありますので、先行してメール等でまずは送らせていただこうと思います。よろしくお願ひします。

【部会長】 次回の第3回専門部会は、10月24日金曜日、午前9時30分からの予定となっています。

できれば次回は結審に向けて審議をしていきたいと思いますが、全会一致で結審できるよう、労側・使側ともにご準備をお願いします。

次回専門部会は、公開とし、議事録も公開します。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合には、専門部会運営規程第5条第1項但し書きにより、それ以降の会議は非公開とし、議事録も専門部会運営規程第6条2項により非公開、同条第3項により議事要旨を公開することとします。

それでは本日はこれで閉会します。ありがとうございました。